

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事 年	業 度	：	：	法人名	
--------	--------	---	---	-----	--

別表四(簡易様式) 令六・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区 分		総 額	処 分		
			留 保		社 外 流 出
			②	③	
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		円	円	配 当 その他	円
加 算	損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く 。)	2			
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		その他	
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7		その他	
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8		その他	
	通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別 表 四 付 表 「 5 」)	9		外 ※	
		10			
	小 計	11		外 ※	
減 算	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (一) 「 5 」)	14		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15		※	
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※	
	法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	18			
	所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	19		※	
	通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別 表 四 付 表 「 10 」)	20		※	
		21			
	小 計	22		外 ※	
	仮 計 (1)+(11)-(22)	23		外 ※	
	対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24		その他	
	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 七 (二 の 三) 「 10 」)	25 △		※	△
	仮 計 (23)から(25)までの計	26		外 ※	
	寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		その他	
	法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別 表 六 (一) 「 6 の ③ 」)	29		その他	
	税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 (二 の 二) 「 7 」)	30		その他	
	分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表六(五の二)「5の②」)+(別表十七(三の六)「1」)	31		その他	
	合 計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)	34		外 ※	
	中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	37		※	
	非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	38		※	
	差 引 計 (34)+(37)+(38)	39		外 ※	
	更 生 欠 損 金 又 は 民 事 再 生 等 評 価 換 え が 行 わ れ る 場 合 の 再 生 等 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40 △		※	△
	通 算 対 象 欠 損 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表七の二「5」又は「11」)	41		※	
	差 引 計 (39)+(40)±(41)	43		外 ※	
	欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別 表 七 (一) 「 4 の 計 」)+(別 表 七 (四) 「 10 」)	44 △		※	△
	總 計 (43)+(44)	45		外 ※	
	残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額	51 △	△		
	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52		外 ※	

簡